ヘッドライン

◇小規模事業者持続化
補助金コロナ特別型
セミナーのご案内　…3面

ホームページ http://www.hcci.or.jp

ひろさき
弘前かいぎしょ TODAY

会報　毎月15日発行（1部120円 送料込み）

2020 11
NO. 760

〒036-8567　青森県弘前市上鞘師町18-1
弘前商工会議所
TEL 0172(33)4111　FAX 0172(35)1877

（購読料は会費の中に含まれています。）

新型コロナ感染拡大によりイベント・行事等開催に再び影響

去る10月12日に弘前保健所管内では初となる新型コロナウイルス感染者が発生して以来、市内飲食店のクラスター化などにより連日多くの感染者が確認されるなど、感染の拡大が全国的に見ても急激に増える状況となりました。

このたびの感染拡大の影響により、市民生活への不安が募る一方、市内の商工業者はじめ、とりわけ飲食業においては、これまでの厳しい経営環境がさらに悪化する状況となりました。

これに伴い、当所関連のイベントの中止や諸行事への影響が出てきておりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

なお、当所では今後とも感染拡大の状況を見ながらの事業推進を図ってまいりますとともに、感染予防対策の実施と特別経営相談窓口による小規模事業者の皆様の支援に全力を挙げて取り組んでまいります。

新春祝賀会の新年１月４日の開催を見送り

当所新春祝賀会の開催につきましては、例年、この時期の本誌11月号会報と折込チラシにて会員の皆様にご案内、お申し込みをいただいておりますが、新型コロナウイルス感染症拡大の現状を鑑みますと、このたび予定の令和３年新春祝賀会については、感染拡大防止の観点からも厳しい状況にありますことから、来年１月４日の開催は見送らせていただくこととなりました。

なお、新春祝賀会につきましては、新しい年を迎えての会員相互の交流と商工会議所のなお一層の発展を期する重要な行事でありますことから、今後の感染状況の推移を見ながら、延期開催もしくは代替事業の開催を検討していくこととしております。

弘前市に対する要望事項の提出が延期

建議活動としての令和３年度弘前市に対する重点要望事項の提出については、10月20日に弘前市長ならびに弘前市議会議長宛てに提出予定でありましたが、感染拡大の影響により11月12日に提出となりました。

「ひろさきりんごハロウィン」

例年10月に開催している「ひろさきりんごハロウィン」ですが、子供たちが非常に多く集まるイベントであることから今年度は中止となりました。

「弘前城菊と紅葉まつり」

10月23日から11月８日までの開催予定でしたが、感染防止と拡大防止の観点から中止となりました。今年の「弘前城菊と紅葉まつり」は、９月の４連休に弘前公園を舞台に、新しい生活様式でのイベントとして実施された「弘前城秋の大祭典」の盛況を受けての開催に大きな期待が寄せられており、万全の感染防止対策を講じての準備が進められてきましたが、10月19日に中止が決定となりました。

「弘前商工会議所街づくり大賞」

今年で第20回目となる当商工会議所の独自の顕彰制度である街づくり大賞につきましては、自薦・推薦による候補案件の公募をいたしましたが、今年度は選考を行わずに中止とすることに決定いたしました。

「2020津軽の食と産業まつり」開催中止について

10月16日～18日の３日間で予定していた「2020津軽の食と産業まつり」ですが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、まつり開催の前日に中止を発表しました。

弘前市内での感染症のクラスター発生を受け、同まつり運営協議会では15日に開会式のみを中止し、まつり自体は開催の方向性で協議をしておりましたが、同日夜に感染者の大幅な増加が確認されたため、中止の判断に至りました。

今年は場所を弘前市運動公園屋外部分に移し、飲食・物販・ＰＲを含めた78者が出展の準備を進めておりました。

また、感染症拡大防止対策として検温・署名・消毒対応や飲食スペースの定期的な清掃等の様々な感染症対策を取って行う予定でしたが、感染拡大防止を最優先に考えての中止決定となりました。

＜津軽の食と産業まつり実行委員会事務局＞

〈撤収作業をする出展者〉

The津軽三味線2020中止のお知らせ

毎年、弘前市民会館にて開催しております「Ｔｈｅ津軽三味線」ですが、今年は新型コロナウイルス感染症の影響により中止いたします。

■お問い合わせ
Ｔｈｅ津軽三味線実行委員会事務局
（弘前商工会議所内）

＜経営一課＞

毎日できる感染予防対策（今月号折込）

～新型コロナウイルスの感染を心配されている方へ～

弘前市では、新型コロナウイルス感染症対策をまとめたリーフレットを作成いたしました。『濃厚接触者とは』、『ご家族にウイルス感染が疑われるときの８つのポイント』など正しい情報、正しい知識の習得が大切です。

今月号にチラシとして折り込んでおりますので、ぜひご覧ください。

NTT東日本
地域の会社を全力サポート
ICTサービスを通じて皆様の課題解決をお手伝いします
ＮＴＴ東日本　青森支店
K19-03698【2005-2104】

地元紙だけがお届けできる
身近な情報がたくさんあります。
THE MUTSU SHIMPO
陸奥新報

第2回新型コロナウイルス感染症に関する影響調査結果について

９月号会報に調査票を折り込んで実施した新型コロナウイルス感染症に関する２回目の影響調査結果がまとまりましたのでご報告します。６月から８月までの３か月間の状況について伺っており、回答数は65件となりました（前回は３月から５月の状況について伺っています）。

全体の対前年の売上減少率は35.9％となり、前回の39.3％から3.4ポイント下回りました。中小企業、小規模事業者とも、感染症の影響が出始めた前回より減少幅が少なくなっています。しかしながら、自社への影響については「マイナスの影響が出ている」と答えた事業者が全体で81.5％となり5.3ポイント増加し、小規模事業者では92.3％と殆どの事業者がマイナスの影響を受けています。事業の継続については「事業継続ができる」と答えた事業者が全体で35.6％と、前回の53.1％から17.5ポイントの大幅な減少となりました。さらに「事業継続に少々不安」が全体54.2％、小規模事業者では実に60.7％に達し、多くの事業者が今後に不安を感じているという結果となりました。売上等の減少幅は前回の調査より、若干ではありますが、縮小傾向にあるものの、長期化する感染症の影響によりマイナスの影響を強く受け、事業継続が難しくなってきているということが伺え、事態が深刻化しています。

業種別に見ると、サービス業の減少率が前回から9.9ポイント増加して48.6％ととなり、宿泊業の65％、飲食業55.6％に続いて３番目に高い数値となりました。とりわけ飲食業の影響が深刻で、全ての回答者がマイナスの影響を受けており、88.9％が事業継続に少々不安と答えています。

当所としては、前回同様、調査結果をさらに精査して窮状を行政に訴え、支援策を要望して参ります。　＜経営二課＞

【第２回調査回答者属性】

◆事業所種別（n=65）

法人	47	72.3%
個人	18	27.7%

◆事業所規模（n=54）

中小企業	24	44.4%
小規模事業者	30	55.6%

◆業種（n=63）

建設業	4	6.3%
製造業	10	15.9%
卸売業	11	17.5%
小売業	10	15.9%
運輸業	3	4.8%
飲食業	9	14.3%
宿泊業	1	1.6%
サービス業	12	19.0%
その他	3	4.8%

前回（第１回）：３～５月の状況
今回（第２回）：６～８月の状況

■売上減少率（平均値）
【前回】39.3%　→　【今回】35.9%
うち中小企業
【前回】29.8%　→　【今回】33.4%
うち小規模事業者
【前回】42.8%　→　【今回】36.8%

■自社への影響について

○マイナスの影響が出ている
【前回】76.2%　→　【今回】81.5%
うち中小企業
【前回】71.0%　→　【今回】79.2%
うち小規模事業者
【前回】83.1%　→　【今回】92.3%

○今後マイナスの影響が出る可能性がある
【前回】16.9%　→　【今回】7.7%
うち中小企業
【前回】21.0%　→　【今回】8.3%
うち小規模事業者
【前回】10.1%　→　【今回】3.8%

○影響なし
【前回】6.9%　→　【今回】10.8%
うち中小企業
【前回】8.1%　→　【今回】12.5%
うち小規模事業者
【前回】6.7%　→　【今回】3.8%

■事業継続について

○事業継続ができる
【前回】53.1%　→　【今回】35.6%
うち中小企業
【前回】70.4%　→　【今回】50.0%
うち小規模事業者
【前回】44.6%　→　【今回】28.6%

○事業継続に少々不安
【前回】42.9%　→　【今回】54.2%
うち中小企業
【前回】27.8%　→　【今回】40.9%
うち小規模事業者
【前回】49.2%　→　【今回】60.7%

○事業継続が難しい
【前回】4.0%　→　【今回】6.8%
うち中小企業
【前回】1.9%　→　【今回】4.5%
うち小規模事業者
【前回】6.2%　→　【今回】7.1%

「飲食店休業等協力金」の申請はお済みですか？

弘前市では、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、市内の飲食店に対して、10月22日から10月31日までの期間、休業や感染防止対策を講じた上での営業時間の短縮等の協力を依頼しました。協力に応じた事業者には下記のとおり協力金を交付します。

市ホームページにて内容を確認の上、申請してください（申請は原則郵送となります）。

▽**申請期限**　**11月30日㈪ 必着**
申請期限が迫っています

▽**交付額**　１店舗当たり20万円

▽**申請書**　市ホームページからダウンロードできます。また、以下の場所に申請書一式を設置してあります。
・弘前市役所総合窓口（１F）
・岩木庁舎
・相馬庁舎
・市民課駅前分室（ヒロロ３F）
・市民課城東分室
（総合学習センター１F）
・弘前商工会議所
・岩木山商工会

▽**郵送先**　〒036-8790 弘前市大字上白銀町1-1
弘前市役所商工部商工労政課
※申請書類に付随されている「封筒貼付用あて先用紙」をお手持ちの封筒に貼付して投函すると切手は不要です。

▽**問合せ**　市商工労政課（℡35－1135）

＜中小企業相談所＞

ビジネスダイアリー配布中です!!

毎年皆さまよりご好評をいただいておりますビジネスダイアリー2021年（令和３年）版を配布しています。

月ごとの予定がひと目で分かる見開きの月間ダイアリー、各週の予定の詳細を記入できる週間ダイアリーと、日々の業務予定を管理する上で便利で充実した内容となっております。

また、月ごとに応じた事務チェックポイントや経営に役立つ情報、各種施策等も多数掲載しておりますので、ぜひご活用いただきたいと思います。

数に限りがございますのでご希望の方はお早めにお問い合わせください。

なお、ビジネスダイアリーは窓口にて直接お渡しいたします。

＜経営一課＞

当所会員限定）電子証明書は割引価格で

当所では、会員事業所の電子証明書取得を支援しています。

電子証明書は、「インターネット上の身分証明書」にあたります。現実世界におけるパスポートや印鑑証明書のようなもので、認証局と呼ばれる第三者機関が持ち主の身元情報を認証し、発行しています。ネット上の「なりすまし」「改ざん」「事後否認」「盗聴」等を防止できるため、今日では「公共発注機関等への入札・調達手続き」「行政機関への各種届出手続き」「B to B電子商取引」などで幅広く活用されています。

商工会議所の会員事業所向け支援制度は、日本商工会議所が株式会社帝国データバンク（TDB）とセコムトラストシステムズ株式会社（セコム）と提携。当所会員は両社の電子証明書を商工会議所会員料金（割引価格）で購入できます。割引は、TDBの場合は通常料金から2,000円、セコムの場合は２年版が2,000円、３年版は3,000円割引されます（料金は全て税抜）。

会員ならではの特別料金の適用を受けるには当所から「会員確認用クーポン券」の発行を受けたうえで、TDBまたはセコムに電子証明書の取得手続きをする必要があります。

※本制度の詳細については、日本商工会議所ホームページ（http://www.jcci.or.jp/it/toritsugi.html）をご参照ください。

＜地域・産業振興課＞

「先輩起業家からのお話を聞こう！＆交流会」延期のお知らせ

かいぎしょTODAY10月号でご案内しておりました11月6日㈮の「先輩起業家からのお話を聞こう！＆交流会」につき、下記の通り開催を延期することといたしましたのでお知らせいたします。

日時：12月8日㈫13：30～15：30
場所：ヒロロ４階弘前市民文化交流館ホール
お問い合わせ：青森商工会議所　経営相談課
TEL 017－734－1311

そうだんしょ TODAY

問い合わせ　中小企業相談所
TEL(33)4111　FAX(35)1877

企業法務TODAY
～知っててよかった法律知識～

第48回:運転中のスマホ使用

Q　タクシー会社を経営しています。運転手が赤信号で停車中にスマートフォンの通話や画面操作をすることは違法でしょうか。

A　スマートフォン（以下スマホ）の走行中の使用は以下の場合に禁止されます。①スマホを手に持って通話すること②スマホの画面を注視（見続ける）こと③スマホ画面を操作すること、です。禁止されるのはあくまで「走行中」です。

他方、走行中であっても、スマホを手に持たずにハンズフリーの状態ですと通話は可能です。

なお、スマホに限らず、ナビやテレビ、パソコン、タブレットの画面であっても、走行中に注視したり操作することはできません（ナビを一瞬見るのは大丈夫です）。

ご質問の赤信号停車中のスマホの通話・操作は、車が完全に停止していれば「走行中」ではないので、禁止されていません。もっとも、停車中でも運転手として注意すべきことはありますし青に変わったのを気づかないと後続車に迷惑を掛けますので、赤信号や右折待ち等の短時間の停車中の操作はできる限り控えるようにしましょう。

走行中のスマホ操作により交通に危険を生じさせた場合、重い罰則が科されます。十分に気を付けてください。

（横山航平法律事務所　弁護士　横山航平）

＜新型コロナウイルス対応＞
特別経営相談室
12月末まで開設中!!

小規模事業者持続化補助金等
ご相談ください

〇竹内知弘先生　毎週木曜日
〇福士昭夫先生　毎週火曜日

詳細･申込は本紙折込チラシをご覧ください

締切間近!!

小規模事業者持続化補助金＜コロナ特別型＞セミナー開催

令和２年度補正予算小規模事業者持続化補助金＜コロナ特別型＞は、12月10日㈭締切分をもって今年度最終の受付となります。

当補助金は、経営計画を策定して取り組む事業が補助対象となっており、計画策定のコツ等持続化補助金採択に向けたセミナーを、11月25日㈬に中小企業診断士で青森県６次産業化アドバイザーの山田貴弘さんをお招きして、開催いたします。また、12月３日㈭に個別相談会も実施いたします。セミナー及び個別相談会の詳細については以下をご確認いただきお申し込みください。

＜セミナー＞
日時：11月25日㈬　14：00～16：30
場所：弘前商工会議所会館２階
定員：30名（先着順）
講師：中小企業診断士　山田 貴弘氏
※今月号折込チラシをご確認いただきＦＡＸにてお申込みください。

＜個別相談会＞
日時：12月３日㈭　9：00～17：00
場所：弘前商工会議所会館５階
定員：４事業者（先着順）
講師：中小企業診断士　山田 貴弘氏
※事前予約制となっていますので、お問合せ先までＴＥＬかメールにてご連絡ください。

＜お問合せ先＞
TEL：33－4111　FAX：35－1877
メール：mikami@hcci.or.jp

＜経営二課＞

お気軽に相談を!!
『行政書士相談日』

当所では、日常、業務を行う中での困りごと、許認可の必要性や商取引でわからないことについて行政書士による相談会を開催しております。

●**開催日**　12月９日㈬・１月13日㈬
●**時　間**　13：00～17：00
●**場　所**　弘前商工会議所会館５階相談コーナー
●**相談員**　桔梗行政書士事務所
行政書士　竹内知弘氏

●**相談内容の一例**

☆建設業や産業廃棄物処理業などの許認可に関する相談
・許可取得の要件など

☆農地の売買などに関する相談
・農家同士の売買や、農地転用の要件など

☆遺言・相続・成年後見に関する相談
・遺言書の作成方法、遺産分割協議書や成年後見に関する説明など

※持続化給付金・家賃支援給付金に関する相談もお受けいたします。事前にお電話にてご予約をお願いいたします。なお、給付金申請期限は令和３年１月15日㈮となっておりますのでお忘れなく！

（ご予約は℡ 33－4111 経営一課まで）

＜経営一課＞

青森県中小企業デジタル化推進事業費補助金のお知らせ

県では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止等を目的として、「新しい生活様式」に対応する中小企業者を支援すべく、テレワークやウェブ会議、非対面型ビジネスに使用するためのパソコンの購入に要する経費の一部を補助します。

補助対象者　中小企業、個人事業主
補助対象経費　パソコン購入経費（税抜）
補助率　４分の３
補助上限額　10万円（税抜）
補助要件　ＰＣの購入に当たり、テレワークやウェブ会議、非対面型ビジネスに必要となる有償のソフトウェア･サービスを導入すること
受付期間　令和２年10月19日㈪～12月28日㈪（当日消印有効）

【問い合せ先】
青森県商工労働部新産業創造課
情報産業振興グループ
TEL 017－734－9418
（平日９：00～17：00）

＜中小企業相談所＞

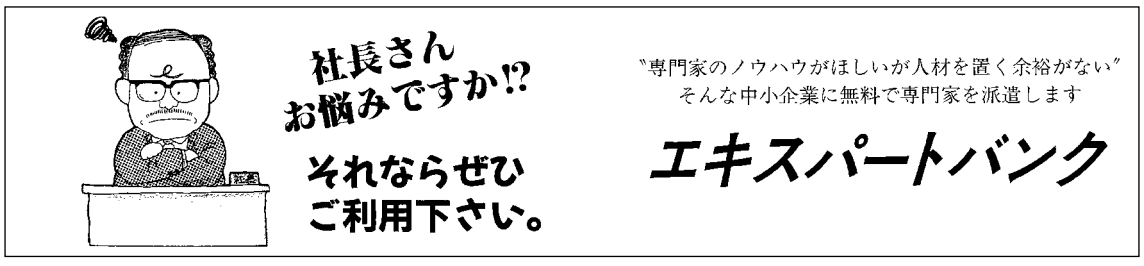

今こそ！リモートで全国の高校生をつなぐファッションショー『オンラインファッションコレクション』を配信します!!

ファッション甲子園実行委員会では、11月29日㈰13時より、リモートで全国の高校生をつなぐファッションイベント『オンラインファッションコレクション』を配信いたします。

今回の取組みは、今年度のファッション甲子園が中止となったことを受け、今後の「withコロナ」時代における大会継続の在り方や、より効果的な運営方法等を検証するために実験的に実施するものです。

配信当日は、YouTubeライブを活用し、生配信でファッション甲子園歴代入賞校を中心とした14チームによるオンラインファッションショーを行います。地元・弘前市からは弘前実業高等学校から1チーム参加し、日頃の成果を発表します。他にも昨年のファッション甲子園で優勝した岡山県立岡山南高等学校や、ファッション甲子園2016優勝の清凌高校（岐阜県）など全国からファッションを学ぶ高校生がリモートで参加します。

配信は11月中旬開設予定の特設ＷＥＢサイト（https://onlinefashioncollection.jp/）でご覧いただくことができ、一般視聴者がお気に入りの衣装に投票できる参加型の仕掛けも検討しております。

特設ＷＥＢサイトは「ファッション甲子園」ホームページからもアクセスできますので、ぜひご覧ください。

＜地域・産業振興課＞

知って得するビジネスマナー

「オンラインによる会議や営業の断り方」

人財育成トレーナー
美月　あきこ

オンラインによる会議や営業がずいぶん普及しましたが、まだまだちゅうちょする方も少なくありません。理由としては、自分の顔をパソコン画面に出すのが嫌、音声がよく聞き取れなくてストレスを感じる、服装や身だしなみに気を使うのが嫌（上半身と背景の設定さえ気を付ければよいので、対面よりは楽なはずなのですが…）、操作がよく分からず不安、接続が面倒など、さまざまです。また、移動時間が無くなったために、「逃げ場が無くなった」と冗談交じりに嘆く営業担当者の声も耳にします。

オンライン会議や営業に使用するビデオ通話アプリは、報道されている通り、セキュリティー面における脆弱（ぜいじゃく）性が懸念されます。新型コロナウイルスの感染拡大が世界中に広がったことにより、仕事でビデオ通話アプリを使用するビジネスパーソンは日本のみならず、海外にも急増している分、いわゆるハッキングを行う悪徳業者なども増えているのです。大切な会議内容や内部資料などが、ハッキングにより外部に漏れたら、会社にとって大きな損害になります。そのため、ビデオ通話アプリの使用を禁止している企業さえあります。

以上のような理由により、オンラインによる会議や営業をお断りせざるを得ない場面も出てくるのですが、普及した世の中にあっては、なかなか断りづらいこともあります。

断る際に、「物理的に難しい状況です」というフレーズを用いる方がいらっしゃいます。「物理的に」という言葉は、「能力的に、時間的に、状況的に」といったリソース不足を表現できる言葉なので、決して「オンライン自体が嫌で断っている」という印象にはなりません。ですが、「お断り」の意味合いがやや強過ぎるので、「融通が利かない」「もっと協力してほしい」などと先方を不快にする可能性があります。目上の人や取引先には、使わない方がよいでしょう。

おすすめは、「その代わりと言っては何ですが、文章におまとめしてお送りしてもよろしいでしょうか」です。文面として残せば、後々「言った、言わない」の問題にもなりませんし、先方の理解度も上がります。このとき、例えば「本日中は難しいのですが、明朝一番で取り掛かり、正午までには仕上げるようにいたします」など、期限を決めて約束をすれば、前向きに協力した姿勢から、先方に誠実な印象を与えられるでしょう。

それでも、しつこくオンラインでの会議や営業を迫られる場合には、かたくなに固辞するより、「それでは、音声のみで参加させていただいてもよろしいでしょうか」とある程度妥協して歩み寄る努力をした方が、波風を立てずに済みます。

数年後にはこうした状況も変化するのでしょうが、過渡期だからこそ個々の思惑から戸惑うことの多いオンライン。こちらが参加を促す立場の場合、嫌がる相手に対し無理強いをせず、お互いの妥協点を見いだすためには「どのような方法であれば無理なく参加できるのか」という前向きな話し合いが必要になってきます。

～未来への承継～
経営者の皆様、大切な会社やお店の後継者は決まっていますか?
青森県 Aomori Prefectural Government

さまざまな事業承継を県と関係機関が全力でサポートします！
親族内承継
従業員への承継
第三者への承継

経営者の高齢化が進む中、県内中小企業の多くは後継者が決まっていません。一方で、事業の引継ぎには5年から10年かかるとされており、後継者がいないため廃業を余儀なくされるケースもあります。あなたの会社やお店は青森県が誇る貴重な財産です。会社や従業員、そして、地域の未来のため、うまくバトンをつなぐ準備を今から始めましょう。
青森県知事　三村申吾

まずはお気軽にご相談ください。

□親族内承継等に関する様々な相談
□長年築いた技術を次世代に残したい方
□具体的にどのように承継すればよいかわからない方
□事業の承継に際し、借入金の経営者保証が負担となっている方 など

～事業承継全般の相談なら～
青森県事業承継ネットワーク事務局
((公財)21あおもり産業総合支援センター内)
TEL 017-732-3530　FAX 017-735-5777　E-mail　shoukei-net@21aomori.or.jp

□事業引継ぎに関する様々な相談
□親族に後継者がおらず、廃業又は会社やお店の譲渡を考えている方
□後継者のいない会社やお店の引き受けを希望する方　など

～会社・お店の譲渡、引き受けの相談なら～
青森県事業引継ぎ支援センター
((公財)21あおもり産業総合支援センター内)
TEL 017-723-1040　FAX 017-735-5777　E-mail　hikitsugi@21aomori.or.jp

ビルクリーニングとごみ収集のことなら。
株式会社 第一ビル管理センター
〒036-8075　弘前市撫牛子宮本728－4
ＴＥＬ 0172（28）3206㈹
ＦＡＸ 0172（27）5374

FORTOHNA フォルトーナ
YONEYAMA-SO RAGLEY ラグリー
株式会社 角長　弘前市和徳町142　TEL0172-32-6156